

○審議事項

令和5年度維持運営計画について

第3種漁港である舞阪漁港において、安全かつ適正な管理運営を図り、もって漁業の拠点漁港としての機能を果たすため、静岡県漁港管理条例第3条第1項の規定に基づき、令和5年度の維持運営計画を次のとおり定める。

1 漁港施設の利用

(1) 岸壁及び物揚場施設

漁獲物の陸揚げや出漁準備のための船積み等漁業活動を目的とする岸壁及び物揚場の利用については、関係者の意見を徴し運営する。

一般貨物の陸揚及び船積については、漁船の利用を阻害しない範囲において利用させることとし、給油船については、第1船溜西側の準備用物揚場を使用させる。

(2) 船揚場施設

玄斉堀船揚場については、主として5トン未満の動力船及び無動力船を収容する。

2 漁港の保全のための陸域指定

「漁港区域内の陸域で、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、知事の承認を受けなければならない」とする静岡県漁港管理条例第5条の規定による区域指定について、漁港施設背後地の現況等からみて特に必要とは認められないので、当分の間指定を行わない。

3 利用届及び入出港届の受理

静岡県漁港管理条例第10条及び第18条の規定に基づく漁港施設の利用又は入出港の届出書類は、県との漁港施設利用等徴収事務委託契約に基づき、浜名漁業協同組合が受理する。

受理した利用届については、別に定める様式に基づき1か月ごとに集計表（利用者別）を作成するとともに、入出港届については、1か月ごとの届出書を取りまとめ、それぞれ翌月の10日までに県に提出する。

4 利用料等の徴収

漁港施設の利用等の徴収事務については、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、県と浜名漁業協同組合との間において委託契約を締結する。この委託契約に基づき、浜名漁業協同組合は同契約要領の定めるところにより利用者から料金（県の定める占用料は除く。）を徴収のうえ、翌月15日までに県の指定する金融機関に払込をする。その他詳細事項に関する取扱については、同委託契約等に定めるところにより浜名漁業協同組合が処理する。

5 上記以外の運営方法

上記以外の運営方法については、必要な都度、関係者の意見を徴して決定する。

6 令和5年度舞阪漁港関係事業計画

（令和4年度繰越分を含まない）

（単位；千円）

事業名	事業費	工事概要
水産流通基盤整備事業（補助）	16,000	西ノ山護岸2（設計）
水産物供給基盤機能保全（補助）	46,000	玄斉堀物揚場A（物揚場改良工） 舞阪浜表第1防波堤（設計）
県単漁港整備	0	
県単漁港維持修繕	1,000	防舷材設置、流木処理等
漁港計画調査事業	0	管理用基準面改訂調査
計	63,000	
漁港施設利用料等徴収事務委託	53	浜名漁業協同組合への委託
計	53	
合計	63,053	